

(記載上の注意)

1 提出書類

(1) 届出書

(2) 診断書

(注1) 申請者が法人又は団体の場合は、業務を行う役員全員の診断書が必要である。

(注2) 診断書は、申請の日からさかのぼって概ね1か月以内のものが望ましい。

(3) 構造設備の概要図

ア 保管設備の概要図…麻薬金庫の寸法、材質、扉の状態等を示した立面図等

イ その位置を示す図面…その業務を行う施設の平面図等

ウ 麻薬卸売業者については、(ア)(イ)の他に、非常ベルの設置場所、天井、壁の材質および厚さ、出入り口の構造、扉の厚さ及び材質、通気口等の盗難防止に係る措置状況を記載するか若しくはこれらに係る資料が必要であること。

(4) 法人又は団体の場合は、登記簿事項証明書

(注1) 申請の日からさかのぼって概ね3か月以内のもので、目的欄に、当該申請に係る業務が記載されていることが望ましい。

(5) 法人又は団体の場合は、その業務を行う役員の範囲を具体的に示す書類…定款、組織規程(図)又は業務分掌表等

(6) 申請者(法人又は団体の場合は、その業務を行う役員全員)が法律第3条第3項第1号～第4号まで並びに条例第2条第2号ア及びイのいずれにも該当しないことを明らかにする書類…宣誓書又は確認書

(注1) 申請者が法人又は団体の場合は、宣誓書に代えて、確認書を提出することができる。

(7) 申請に係る業務を行う施設において麻薬を保管しないときは、麻薬の保管を行わないことを明らかにする申立書

(8) 研究計画書

〈変更内容別提出書類一覧表〉

変更の内容	麻薬卸売業者	麻薬小売業者	麻薬施用者	麻薬管理者	麻薬研究者
業務を行う役員が増えた場合	(1)、(2)、(4)、(5)、(6)	(1)、(2)、(4)、(5)、(6)			
業務を行う役員が減った場合	(1)、(4)、(5)	(1)、(4)、(5)			
麻薬の保管設備を変更したとき	(1)、(3)	(1)、(3)	(1)、(3)	(1)、(3)	(1)、(3)
麻薬の保管設備を新たに設置した場合			(1)、(3)	(1)、(3)	
麻薬の保管設備を持たないこととなった場合			(1)、(7)	(1)、(7)	
研究の計画を変更した場合					(1)、(8)

## 2 記載上の注意

- (1) 年月日欄には届出年月日を記載すること。
- (2) 新潟県知事の後に、知事名を記載すること。
- (3) 住所、氏名欄は、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬管理者、麻薬施用者（麻薬施用者が2人以上診療に従事する麻薬診療施設の麻薬施用者を除く）、麻薬研究者の住所、氏名を記載し、押印すること。法人又は団体である場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載し、代表権を有する者の印を押印すること。
- (4) 免許の番号欄には、麻薬取扱者免許証の番号を記載すること。免許年月日欄には、その麻薬取扱者免許の年月日を記載する。
- (5) 免許の種類欄には、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬管理者、麻薬施用者、麻薬研究者の別を記載すること。
- (6) 麻薬業務所の所在地、名称欄には、麻薬取扱者免許証に記載されている麻薬診療施設等の所在地、名称を記載する。
- (7) 変更内容欄は、変更事項欄に「業務を行う役員の変更」「麻薬の保管設備の変更」、「研究計画の変更」等具体的に記載するとともに、変更前、変更後の状態を具体的に記載すること。なお、書き切れない場合、図面等を添付する場合は、「別紙のとおり」として差し支えない。
- (8) 変更の理由欄には、変更するに至った理由を具体的に記載すること。
- (9) 変更年月日欄には、変更した年月日を記載すること。
- (10) 備考欄には、複数の業務所について同時に届け出る場合の添付書類の省略について記載することができる。